

.....
特集：プリント・ディスアビリティ（読書障害）
のある学生へのサービス

新潟大学附属図書館における 資料電子化サービスの開始にあたって

永井 登志江

.....

新潟大学附属図書館では、平成 29 年度にプリント・ディスアビリティの学生のため資料電子化サービスを試行し、平成 30 年度から本格運用を開始した。準備期間を含めると平成 28 年度からの取り組みになり、この間の事例をご報告する。

1. 障がい学生からの要望

きっかけは、視覚に障がいのある学生が平成 28 年に 3 年次編入で入学したことによる。これまでも肢体不自由等の障がい学生は在籍していたものの、視覚障がいの学生と接するのは、図書館としては初めてであった。

障がい者サービスの知識は図書館員に必要なものではあるものの、大学図書館という限られた層の利用者を対象とする機関のため、在籍者に障がい者がいない限り日常的に求められるものではない。筆者を含め当館職員も、サービスの種類や、障がいの程度は障がい者によって異なるため個別の対応が必須、といった事柄しか把握できていなかった。

当該学生は、授業においては事前の資料配付、試験においては時間延長や読み上げ機器の携帯などの配慮を受けていた。しかし、授業で使用する教科書については、電子化資料の調達に困難を感じていたという。図書を裁断し、スキャンして PDF 化するという作業は、難渋しながら自分で行ったこともあったようである。が、校正作業は自分で行うことができず、よい方策はないか、大学の教育・学生支援機構内にある障がい学生支援部門へ

相談したとのことであった。

平成 28 年の夏、障がい学生支援部門から、教科書の電子化を図書館で行ってもらえないか、と相談が持ち掛けられた。

館内においては、業務的に著作権と近い関わりをもち、ILL で複写を担当している、情報調査係で対応することになった。

2. 学内での協議

学内には、教育支援や学修支援を担当する教育・学生支援機構があり、その下部組織として障がい学生支援部門がある。また、工学部内に新潟市障がい者 IT サポートセンターが設置されている。このセンターで、県内の障がい児童向けに学校教科書の電子化サービスを担当している教員にも加わってもらい、障がい学生支援部門と附属図書館で、平成 28 年 10 月から情報交換や対応策の検討を行った。

協議を進めるなかで、視覚障がいだけでなく、学習障がい、肢体不自由などの障がい者にとっても電子化は有効なサービスであり、障がいの種類によらず、読書に支障がある学生に向けてのサービスとするべきということ学んだ。著作権法上、図書館での複製がふさわしいという共通理解となったものの、実施には予算と人的資源が問題である。年度途中での予算獲得は難しい。

年度後半というタイミングもあり、平成 28 年度中はまずは障がい学生支援部門において、小型の電子化機器を購入し対応することになった。

3. 実施まで

平成 29 年にかけて学内で協議を進めている間に、当該学生からは、教科書だけではなく図書館の蔵書でも読みたい図書があるという希望が寄せられた。電子化サービスの体制が整うまではしばらくかかることから、対面朗読を試みることになった。当館ではこれも

初めてのサービスであり、閲覧スペースに適切な場所を確保できず、事務スペースの会議室で行うことになる。職員は 2 人 1 組で、30 分ずつ交代の 1 回 1 時間とし、平成 29 年 4 ～ 5 月にかけて 11 回にわたり対応した。

平成 29 年度には障がい学生学習支援等経費の配賦を図書館で受けることができたため、スキャナ、OCR 認識ソフト等の機器を購入し、学生アルバイトを雇用し体制を整えた。

4. 試行

当該学生からは、読みたい図書がたくさんあると希望が寄せられていたため、電子化作業に当たる学生アルバイトも 6 名を雇用し、平日に毎日作業できる体制を取った。

受付時には、来館して職員と面談しながら詳細を確認するとともに、提供するファイルに関する注意事項（再配布禁止等）を職員が口頭で読み上げて確認することとした。当該学生は iPad で読み上げ機能を利用することだったので、ファイル形式はテキストファイルの希望であった。

当初は校正済のファイルを希望されるものと想定していたが、未校正テキストファイルを試しに渡したところ、提供までの時間が短くなるならこれでよい、という回答であったためそのまま渡したのものもある。複製の範囲については、必要な部分だけ欲しいという希望であった。序論や結語、コラム、索引などは不要ということになり省いた資料も多い。平成 29 年度は 22 件の希望が寄せられ、うち 17 件を提供し、5 件を謝絶した（電子版が販売済等の理由による）。

作業に当たる学生アルバイトは、1 回 90 分の勤務とし、実働時間は 106.5 時間となった。始めに守秘義務や作業手順の説明を行い、特に支障なく従事できていた。

平成 30 年 3 月、当該学生の卒業に伴い試行期間を終えた。整備された体制をもとに、

平成30年度からは本格運用を開始することとした。「プリント・ディスプレイの方への資料電子化サービス」⁽¹⁾としてホームページでも広報している。

本格運用にあたっては、最初の申込時に障がい学生支援部門の特別修学サポートルームの登録を義務付けた。情報共有を図るとともに、学生生活の他の場面でも支援を受けられることを周知する目的である。

5. 実施して感じたこと

平成28年に要望が寄せられた時点では、資料電子化が図書館の業務であるという意識をすぐには持つことができなかった。障がい学生支援部門や新潟市障がい者ITサポートセンターの教員と協議を重ね、関係法令や各種ガイドライン等を勉強していく中で、徐々に理解を深めていった。障がい者対応について関係教員から学ぶことも多く、各所の協力を得てサービスの体制を整えることができた。

一方で、電子化の要望を受けてからサービス試行開始までに1年近くの時間を要しており、当該学生には歯がゆい思いをさせてしまったと想像している。

国立国会図書館へのデータ提供については今後の課題であるが、著作物全体の複製でなくてはならないことや、校正が義務付けられていることなどから、現時点では参加は難しい。経験を積んでいく上で、提供の可能性を探っていくことができればと考えている。

6. おわりに

平成30年度は学内に視覚障がい学生の在籍はないものの、他の障がいのある学生に向けても対応できるよう、知識やスキルの継承を図っていきたいと考えている。

試行の開始に際しては、先行する図書館の方々から運用体制について丁寧にご教示いただいた。この場をお借りして御礼申し上げます。

注(1) http://www.lib.niigata-u.ac.jp/services/guides/digitizing_service_s.html

(ながい・としえ/新潟大学附属図書館)